

9. 原子力と国民・社会との共生

- 国の顔が見える形での各レベルにおける真摯な取組の積み重ね
- きめ細かい広聴・広報の実施
- 地域振興に向けた支援

1. 地元住民との直接対話の強化
 - ①シンポジウム等多数の住民を対象とした取組
 - ②より少数の住民を対象としたきめの細かい取組
2. 地道に信頼関係を積み上げた上での責任者による国の考え方と方針の表明
3. 地域振興の継続的な取組
4. 国の検査への地方の参加
5. 行政体制の強化

国の顔の見える、きめ細かい広聴・広報の実施①

➤ 地道なきめ細かい広聴・広報活動を実施した上で、経済産業大臣が国の考え方を表明。

(1) プルサーマル実施(予定)地域における広聴・広報

- ・2006年6月: プルサーマルシンポジウム(愛媛県伊方町: 一般向け)
- ・2006年10月: エネルギープラザ(佐賀県玄海町: 電源地域自治体職員向け)
- ・2006年12月、2007年2月(予定): エネルギー人形劇(佐賀県玄海町: 次世代層向け)
- ・2007年2月: 中学生懇談会[情報誌企画の一環](静岡県御前崎市: 次世代層向け)
- ・2007年2~3月: エネルギー講演会(静岡県御前崎市、菊川市、牧之原市、掛川市: 一般向け)

(2) 核燃料サイクルの必要性についての理解促進及び六ヶ所再処理工場の本格操業開始に向けた広聴・広報

- ・通年: 核燃料サイクル意見交換会の実施(青森県民向け: 座談会形式、年間約50回実施)
- ・テレビ広報:
 - 青森県全域: 理解促進番組19回、地域振興番組4回、産消交流番組1回[再放送除]
- ・定期刊行物広報:
 - 青森県内一般住民及び農業者向け

国の顔の見える、きめ細かい広聴・広報の実施②

(3) 原子力発電の新・増設に対応した広聴・広報活動

- ・2006年10月：エネルギー人形劇（福島県浪江町：次世代層向け）
- ・2007年2月：中学生懇談会〔情報誌企画の一環〕（青森県東通村：次世代層向け）
- ・2007年3月（予定）：漁業者キャラバン大学（青森県東通村他7ヶ所：漁業者向け）
- ・通年：電源地域女性懇談会（青森県大間市他3ヶ所：一般向け）

(4) その他、原子力関係施設立地自治体の幅広い理解を得る為の広聴・広報活動

- ・2006年7、9～12月：行政職員研修
（自治体職員向け：青森県大間町、福島県浪江町、山口県上関町）
- ・2006年10、12月：原子力研修講座（一般向け：青森県、佐賀県）

(5) 住民と国の担当者の直接対話による「核燃料サイクル意見交換会」を通年開催

- ・青森県民を対象とし、青森県内の各市町村及び核燃料サイクル施設立地地域等において、座談会形式により、年間約50回実施（2006年度）。

国の顔の見える、きめ細かい広聴・広報の実施③

(6) 上記の地道な取組の上で、経済産業大臣が国の考え方を表明

- ・佐賀県玄海原子力発電所でのプルサーマル実施に際し、国が25回現地を訪問して説明。
その上で、2006年3月に二階経済産業大臣(当時)が佐賀県を訪問し、国の原子力推進の考え方を表明。
- ・六ヶ所再処理工場のアクティブ試験開始に際し、国が約40回現地を訪問して説明。
その上で、2006年3月、二階経済産業大臣(当時)が青森県を訪問し、国の原子力推進の考え方を表明。
- ・プルサーマル実施に際し、甘利経済産業大臣が、愛媛県伊方町長、島根県知事と会談し、国の考え方を説明。(2006年10月)
- ・甘利経済産業大臣が青森県を訪問し、国の原子力推進の考え方を表明。(2007年2月)

2007年度も、引き続き国の顔が見える形でのきめ細かい広聴・広報活動を実施

(参考)六ヶ所再処理工場アクティブ試験①

(国が40回現地を訪問・説明)

日時	主な取組など
平成17年9月29日 ～平成18年3月30日	国・青森県共催の「意見交換会」を青森県内で24回開催。国の担当管理職(資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課原子力産業立地対策室長など)から国の核燃料サイクル政策を説明。
平成18年2月14日	青森県知事に、原子力安全・保安院審議官から、アクティブ試験計画の妥当性を報告。また、六ヶ所村長に、国の担当管理職(原子力安全・保安院保安検査官事務所長)から、アクティブ試験計画の妥当性を報告。
平成18年2月17日	青森県知事が、電力各社社長、原子力委員会委員長、資源エネルギー庁長官に対し、プルサーマル推進の決意を確認。
平成18年2月22日	青森県議会全員協議会において、原子力安全・保安院審議官、国の担当課長(資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課長、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長など)から、核燃料サイクルを着実に推進する方針や安全性などを説明。
平成18年2月23日	六ヶ所村議会議員全員協議会において、原子力安全・保安院審議官、国の担当課長(資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課長、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長など)から説明。
平成18年2月24日	青森県原子力政策懇話会、市町村長会議において、国の担当課長(資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課長、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長など)から説明。

(参考)六ヶ所再処理工場アクティブ試験②

平成18年2月25日 ～3月9日	青森県主催県民説明会において国の担当課長(資源エネルギー庁核燃料サイクル産業課長、原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課長など)から説明(計7回。青森市(2回)、六ヶ所市、八戸市、むつ市、五所川原市、弘前市)。
平成18年3月21日	二階大臣が六ヶ所再処理工場を視察し、その後青森県知事などと会談。
平成18年3月27日	核燃料サイクル協議会(大臣、官房長官、文部科学大臣、青森県知事など)を開催し、青森県知事に対し、政府一体となって核燃料サイクルを推進する旨表明。 その後、青森県知事に、原子力安全・保安院審議官から、アクティブ試験に係る保安規定の変更を認可したことを報告。 また、六ヶ所村長に、国の担当管理職(原子力安全・保安院保安検査官事務所長)から、アクティブ試験に係る保安規定の変更を認可したことを報告。
平成18年3月28日	青森県知事がアクティブ試験開始の受け入れを表明。
平成18年3月29日	青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)の間で安全協定を締結。
平成18年3月31日	アクティブ試験を開始。

(参考) 玄海プルサーマル計画

(国が25回現地を訪問・説明)

日時	主な取組など
平成16年4月28日	佐賀県知事より、「プルサーマルの必要性などについて、国は説明責任を果たすべき」旨指摘。その後も記者会見・議会などの場で、同旨の指摘。
平成17年9月9日、 9月12日	佐賀県政策検討会議及び佐賀県原子力環境安全連絡協議会において、原子力安全委員会事務局長、原子力安全・保安院審議官、同原子力安全審査課長などから、安全性について説明。
平成17年10月2日	国主催の「プルサーマルシンポジウム」を開催。国の担当管理職(大臣官房参事官)による説明や、プルサーマルに慎重な立場、賛成の立場の方々によるパネルディスカッションを行い、住民の方に必要性などの理解を深めていただくための多様な観点を提供。
平成17年12月25日	安全性について、さらに理解を得るための佐賀県主催のシンポジウムにおいて、国の担当課長(原子力安全・保安院原子力安全審査課長など)から説明。
平成18年2月7日	佐賀県として「プルサーマル計画の安全性は確保される」と表明。
平成18年2月12日	資源エネルギー庁長官が現地で佐賀県知事などと会談し、プルサーマルの実施について理解と協力を要請。
平成18年3月26日	二階大臣が玄海原子力発電所を視察し、その後佐賀県知事などと会談。会談結果を踏まえ、佐賀県などがプルサーマル計画の実施を了解。

広く国民との相互理解を深めるためのきめの細かい広聴・広報①

2006年度における取組

- 雑誌広告の掲載
- 「原子力の日」ポスターコンクール及び関連展示事業の実施（東京、大阪）
- 電力消費地の一般市民を対象（東京都、愛知県、大阪府、福岡県）に原子力発電所見学会等を実施
- 次世代層を対象とした体験型移動展示館を実施
- 学識経験者、有識者等を対象に、オピニオンリーダーとして育成・活用するための原子力エネルギーフォーラムの実施
- 次世代層を対象とした産消交流事業の実施
- 原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金の交付や各種教育支援事業を実施（文部科学省）

広く国民との相互理解を深めるためのきめの細かい広聴・広報②

2007年度実施計画

- ✓ 原子力OBや、地域に根ざして原子力・エネルギーに関する情報提供を行っている草の根的なNPOと連携した広報事業。(2007年8月～)
- ✓ 主としてエネルギー・原子力問題への理解度の低い電力消費地住民を想定し、産消交流事業等の取組を強化し、その理解醸成を図る。(2007年6、8～11月)
- ✓ 新たな広報媒体の検討及び活用。(2007年10月～)
- ✓ 女性層を対象としたセミナー・懇談会の実施。(2007年9月～)
- ✓ 不正確な報道等へのタイムリーな対応を実現し、国民の情報ニーズをベースとした、わかりやすい原子力広報素材を提供するインターネット広報を、新たに効率的・効果的な形で導入。(2007年10月～)
- ✓ 全ての広聴・広報事業についてフォローアップ・評価を実施。(2007年3月～)
- ✓ 全国広報の効果把握のための原子力意識動向調査の実施(2007年6月～)
- ✓ 立地道府県にある高等学校を対象とした人材育成の取組支援の実施(2007年度)
(原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金(文部科学省))

地域振興に向けた継続的な支援

➤ 2006年度から講じている下記の施策を含め、継続的に支援を行う。

◆高経年化炉と立地地域との共生のための交付金制度

- ①原子力発電所立地地域共生交付金(2006年度新設)
- ②長期発展対策交付金相当部分の高経年化加算額の増額(2006年度拡充)

◆核燃料サイクル推進のための交付金制度(2006年度新設)

- 2007年度予算案で、交付対象を拡充するとともに、事前了解の期間を延長
- ・プルサーマル実施については、2006年度末までの知事の事前了解を交付要件としていたが、事前了解の期間を2007年度末までに延長。
 - ・新設の原子炉においてプルサーマルを実施する場合であっても、対象とするよう措置。

◆原子力発電所の円滑な運転を確保するための措置

- 国による安全確認が行われた後、地元との調整を行うための一定期間を経過しても、引き続き再開できない場合は、2006年度以降みなし交付金制度の対象外とするよう措置。

(参考)エネルギーに関する世論調査①

■原子力発電についての認知度

○原子力発電に関する認知度は向上しているが、依然、向上の余地がある。

	<1998年度>	<2005年度>
—原子力発電は、発電の過程で二酸化炭素が排出されず、地球温暖化に貢献する	26.2%	35.6%
—使用済みの核燃料から再び燃料として使用できるウラン等を回収(再処理)することによって、ウラン資源の有効利用を図ることができる	22.4%	34.8%
—燃料のウランは石油などに比べて供給が安定している	20.6%	30.7%

■原子力発電に関する関心度

○原子力発電に関する関心度については、女性・低年齢層の関心が相対的に低い。

		<男性>	<女性>
—「まったく関心がない」、「あまり関心がない」割合	全 体	56.6%	68.9%
	20歳台	68.8%	75.5%
	30歳台	55.8%	68.1%
	40歳台	54.1%	64.9%

■核燃料サイクル政策の推進についての意見

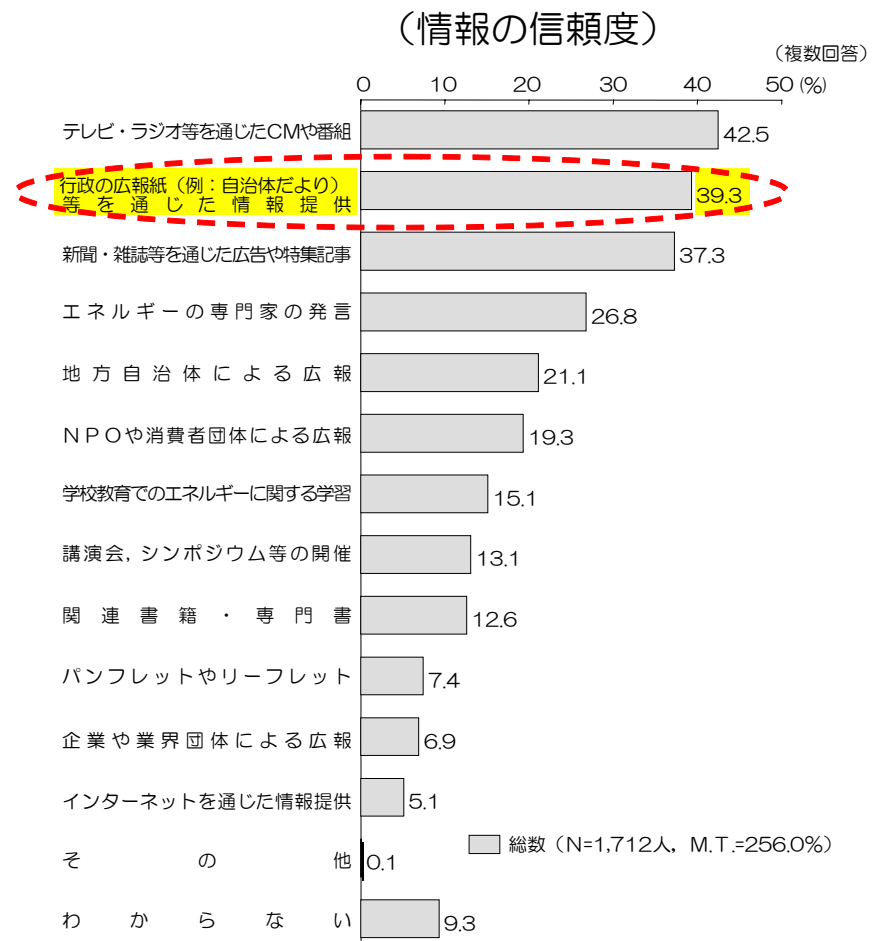
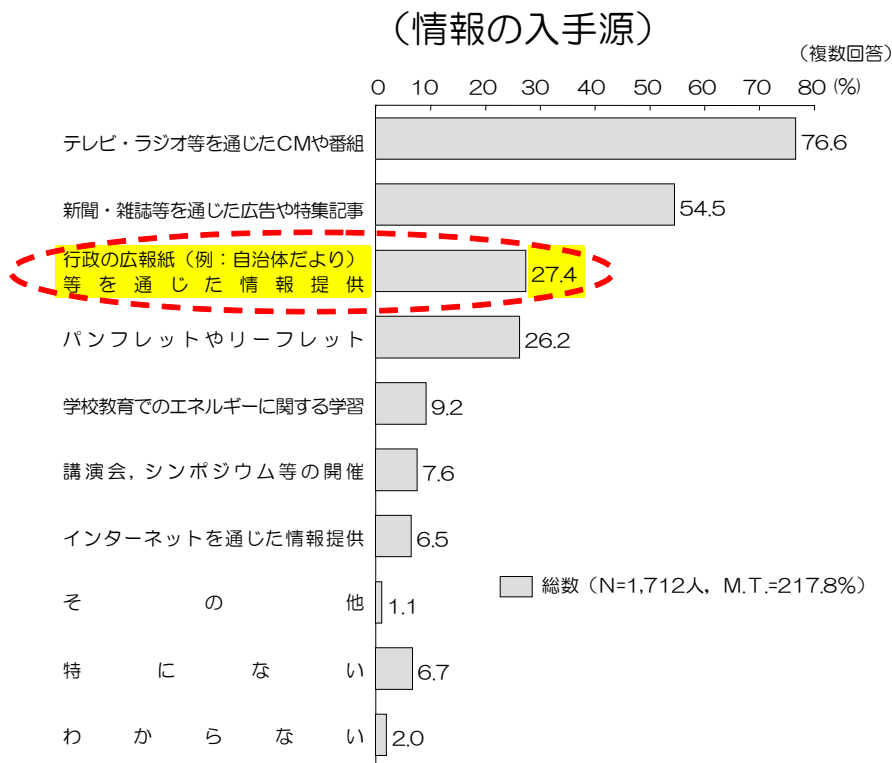
○核燃料サイクル政策の推進については、国民が正しい知識を得る機会を増やすべきとの声が最も大きい。

—国民が正しい知識を得る機会を増やすべき	35.0%
—核燃料サイクルの円滑な運営にあたって、国が必要な技術支援を行うべき	26.3%
—関連施設の立地地域の理解と協力を着実に得るべき	12.2%

(参考)エネルギーに関する世論調査②

■ 国民のエネルギー情報の入手源と信頼度

○国民のエネルギーに関する情報の入手ルートの中で、行政からの情報提供の比重は高くないが、その情報の信頼度は相対的に高い。



(出典: 「エネルギーに関する世論調査」 (内閣府政府広報室・2006年3月))

(参考) 交付金制度の概要

1. 高経年化炉と立地地域との共生のための交付金制度

(1) 原子力発電所立地地域共生交付金

- 交付対象自治体：
運転開始後30年超経過している高経年化炉の設置されている原子力発電所の所在する道県
- 交付金額：
総額25億円

(2) 長期発展対策交付金相当部分の高経年化加算額の増額

- 交付対象自治体：
運転開始後30年超経過している高経年化炉の運転に対して、その後の長期的な運転を確保している所在市町村
- 交付金額：
運転開始後30年超経過している高経年化炉に係る現行の加算額を2倍に拡充

2. 核燃料サイクル推進のための交付金制度

- 交付対象自治体：
 - ・2006年度までにプルサーマルの実施受け入れに同意した道県
 - ・2010年度までに中間貯蔵施設やMOX燃料加工施設といった核燃料サイクル施設の設置に同意した道県
- 交付金額（限度額）：

「初期段階」	（事前了解又は同意～運転開始）	総額10億円
「運転段階」	（運転開始後5年間）	総額50億円

(注) 原子力発電所の円滑な運転を確保するための措置

電力移出県等交付金、長期発展対策交付金のうち、発電電力量を基礎として算定される部分については、現行の制度では、原子力発電所の運転が停止されている場合でも、これが安全性確保のために行われているときには、立地地域を不利に扱うべきではないとの考え方から、運転が行われていたものとみなして交付金額を算定することとしている。（みなし交付金制度）

このような場合において、国が安全を確認した以降については、本制度を適用すべきではないなどの指摘もなされていることから、2006年度以降の計画外停止について、原子力安全・保安院が起動前検査等によって安全を確認した後、地元との調整を行うための一定期間を経過しても引き続き運転が再開できない場合は、みなし交付金制度の対象としないこととする。